

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に
新しい特例を設けました

震災後、徐々に生産量などが回復していても、震災前に比べると依然として10%以上低い水準の場合には、助成金が利用できます。

東日本大震災の影響を受けた事業主に対する新しい特例

特
例
対
象
事
業
主

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

② 被災地関連事業主

上記①の事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

特
例
内
容

◆生産量または売上高の減少の確認について、最近3か月の平均値と

①その直前の3か月、または②前年同期との比較に加えて、

③前々年同期との比較も可能です。

（③の場合10%以上減少していれば助成対象になります）

→ 平成24年3月11日から平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合に適用されます。

（例）平成24年7月から利用を開始する場合



●比較期間①②の場合は、5%以上減少していれば助成対象

※ なお、震災の影響を受けた事業主などへの特例のうち、生産量または売上高の確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例措置は、平成24年3月10日をもって終了します。（ただし、円高の影響を受けている事業主は、生産量などの確認期間を「最近3か月」から「最近1か月」とする特例を引き続き利用することが可能です）。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク

